

新	旧
<p>3-3-15 備考欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>2-14-1</u>ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、通知書の備考欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。<u>この場合において、4-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。ただし、1-3㊦イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。(細目告示第93条第4項第3号関係)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>4-17-6-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。<u>この場合において、4-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。ただし、1-3㊦イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>3-3-15 備考欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>2-13-1</u>ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、通知書の備考欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>4-17 二輪車の制動装置</p> <p>4-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1-3㊦イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。<u>この場合において、4-15-2-1(3)②後段の規定を準用する。(細目告示第93条第4項第3号関係)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>4-17-6-2-2 視認等による審査</p> <p>制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1-3㊦イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。<u>この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の堅固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。</u></p> <p>③ (略)</p>

新旧対照表-1-

<p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(7)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)</u></p> <p>(11) <u>自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(12)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第4項関係)</u></p> <p>①~④ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、(12)②の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第12項関係)</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>(14) <u>2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(12)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第13項関係)</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>4-27-7-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)</u></p> <p>4-27-8-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)</u></p> <p>4-27-9-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成16年国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第15条第6項関係)</u></p> <p>(8) <u>4-27-1(11)から(14)と同じ。</u></p> <p>4-27-10-1 性能要件</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(11)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第4項関係)</u></p> <p>①~④ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、(11)②の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第12項関係)</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>(13) <u>2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(11)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第13項関係)</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>4-27-7-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>4-27-8-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>4-27-9-1 性能要件</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>4-27-1(10)から(13)と同じ。</u></p> <p>4-27-10-1 性能要件</p> <p>(1)~(3) (略)</p>
---	--

新旧対照表-2-

<p>(4)～(6) (略) (7)～(9) (略) (10) 4-27-1 (10)に同じ。 (11) なし。 (12) なし。 (13) なし。 (14) なし。</p> <p>4-30 突入防止装置 4-30-8 従前規定の適用④ 平成9年9月30日以前に製作された車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第3項第1号及び第1項第1号関係)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4-50-1 性能要件 4-50-1-1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) 〔ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制〕 ① (略) 〔軽油、無負荷急加速黒煙規制〕 ② 軽油を燃料とする自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下)でなければならないこと。この場合において、原動機を無負荷のまま急速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第11号関係) 〔大型特殊自動車等のガス規制適用外〕 ③ 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるものについては、②の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第1項第8号関係) ア 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p>	<p>(4)～(6) (略) (7)～(9) (略) (10) なし。 (11) なし。 (12) なし。 (13) なし。</p> <p>4-30 突入防止装置 4-33-8 従前規定の適用④ 平成9年9月30日以前に製作された車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第3項第1号及び第1項第1号関係)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4-50-1 性能要件 4-50-1-1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) 〔ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制〕 ① (略) 〔軽油、無負荷急加速黒煙規制〕 ② 軽油を燃料とする自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては40%以下)でなければならないこと。この場合において、原動機を無負荷のまま急速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p>
---	--

新旧対照表-3-

<p>イ 平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) ウ 平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) エ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) オ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>4-55 排気管 4-55-4 適用関係の整理 (1) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、4-55-5(従前の規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第1項第9号関係) 4-55-5 従前の規定の適用① 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第1項第9号関係)</p> <p>4-63 車幅灯 4-63-2 性能要件(視認等による審査) (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係) ① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。 ②～④ (略) (2) (略)</p> <p>4-63-9-2 性能要件 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。</p>	<p>イ 平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) ウ 平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) エ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) オ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>4-55 排気管 4-55-4 適用関係の整理 (1) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、4-55-5(従前の規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第8号関係) 4-55-5 従前の規定の適用① 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第8号関係)</p> <p>4-63 車幅灯 4-63-2 性能要件(視認等による審査) (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係) ① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。 ②～④ (略) (2) (略)</p> <p>4-63-9-2 性能要件 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。</p>
---	--

新旧対照表-4-

ア 光源が5W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ 法第75条の第2項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③、④ (略)

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件(テスト等による審査)

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件下で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては40%以下)でなければならないこと。

この場合において、原動機を無負荷のまま急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

[大型特殊自動車等のガス規制適用外]

③ 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて次に掲げるものについては、②の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第1項第8号関係)

ア 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

イ 平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ウ 平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

エ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ア 光源が5W以上30W以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ 法第75条の第2項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③、④ (略)

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件(テスト等による審査)

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

[軽油、無負荷急加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする自動車は、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件下で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては40%以下)でなければならないこと。

この場合において、原動機を無負荷のまま急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

新旧対照表-5-

機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

オ 平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成18年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

5-63 車幅灯

5-63-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)

① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

②~④ (略)

(2) (略)

附 則(平成16年6月8日検査法人規程第4号)
この規程は、平成16年6月10日から施行する。

5-63 車幅灯

5-63-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)

① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上(平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあつては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上)であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

②~④ (略)

(2) (略)

新旧対照表-6-